

令和5年度  
松浪地区  
市民集会  
回答まとめ

令和5年9月9日(土) 13:30～

松浪コミュニティセンター

主催：松浪地区まちぢから協議会



## テーマ：生活環境

1-①	戸別のごみ類集積所新設を義務付ける（浜竹四丁目自治会）
<p>通例、集積所新設の基準は1 燃やせるごみ 8戸 2 資源ごみ 24戸 しかしながら、最近の新築住宅は、専ら相続による売却物件を、住宅建築業者が複数住宅に分割して販売する、いわゆる開発逃れが常態化している。 結果、ごみ出し管理面で、エラー発生に気が付きにくい。まして24戸もの広域管理では、後片付けが困難となる。 提案：元々の一戸建てを基準単位として、戸外への持ち出しをしないように戸別に新築基準と管理場所を明記する。 不動産店舗や入居予定者からの環境事業センター等市役所への問い合わせに際しては、単に自治会連絡窓口を教えるのではなく、事前相談を必須条件とすることを明記する。</p>	

## 【回答】

集積場所の設置については、ごみは8世帯、資源物は24世帯に1か所という一定の基準を設けておりますが、収集作業の効率化を考慮しながらも、より市民に寄り添う運用ができるよう各地域や個々の集積場所の実情に応じ、他の解決事例の紹介などをさせていただいておりますので、お困りの際は、環境事業センター業務担当の地区担当職員に御相談くださるようお願いいたします。

なお、御提案いただいている件につきましては、アンケート結果を踏まえたうえで「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」を検討していくなかで議論してまいりたいと考えております。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-②

## 資源ごみ置き場の問題解決に「市からの具体的な対策を」

(ひばりが丘自治会)

資源ごみ置場は長い間の問題です。最近、新たな収集場所が必要となった時に住民会議もしましたが敷地内は当然の事、道路にも置場を提供する人は居ませんでした。しかたなく善意の方が所有している車を処分し、場所を提供して解決しましたが、この様な解決方法は良いとは思いません。又、長い間収集場所を提供している方もストレスが重なり置場の移動を要求されています。

当地区で新たな置場の提供は100%無理です。

宅地の細分化、住宅の増加により、ごみも増加し置場が必要となります。(通常のごみを置く場所も同様です。)

収集場所が無くなった場合どのような解決策があるのか考えました。又、意見も出ました。

○住民が環境事業センターに個々に搬入する

○駐車場1台分のスペースを借りる(誰が代金を負担するのか?)

○資源物は廃品業者に引取ってもらう。

などが考えられますが、どれも難しいと思います。市も『自治会の努力』で済ますのでは無く、具体的な解決案を頂きたいと思います。

数年先には今以上に問題になるでしょう・・・今から準備を!

## 【回答】

解決策の一例にあるように地方の自治体では、ごみ及び資源物を住民が車で持ち込むといった例もございます。しかしながら、24万人規模の本市としては、同じ手法は現実的ではないと考えます。

収集効率、財政面も含め現在、ステーション方式を採用しておりますが、これには、自治会をはじめそこを利用する市民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

場所についての負担を分かち合うということの一つの方策として、輪番制を採用しているところもございます。

繰り返しになりますが、出来るだけ各地域や個々の集積場所の実情に応じ対策をともに考えていきたいと思っておりますので、お困りの際は、環境事業センター業務担当の地区担当職員に御相談くださるようお願いいたします。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-③

## 宅地開発について（ゴミの集積場について）（美住町自治会）

開発業者は5軒以下の分譲の場合独自にゴミの集積場を作らなくて良いことになっているので既存の集積場に新たに分譲した家の分を受け入れてほしいと自治会から要請がありました。

既存の集積場についても現に利用者が多くこれ以上の利用者増は厳しいところがあります。

5というのは、地域にとっては大きな開発であり、5軒以下という基準では住民の負担が重すぎると考えています。

集積場については本来であれば開発業者が責任を持つべきであり、例えば3軒以上の場合には開発業者が集積場を手配するように基準を変更できないでしょうか。

## 【回答】

基準変更により、収集効率が低下するため、少なからず費用負担が増えることが予想されます。

このようなことについても、個々の実情に応じ現実的な解決策を地域の皆様とともに検討していきたいと考えております。

また、小規模の開発でも不動産事業者が周辺の既存集積場所の容積も踏まえ、不動産事業者が、その意向によって環境事業センターに相談した上でごみ集積場所を設置することを可能としております。

なお、開発事業を分割し、計画戸数が8戸未満となった場合においても、その一連の開発事業の最終的な戸数を基に集積場所の設置を判断していく必要があると考えており、審査担当課と調整をしております。

さらに、状況に応じて、自治会、市及び開発事業者等も交え、三者で連携し自治会に速やかに情報共有できるような体制を構築していきたいと考えております。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-④

## 道路冠水対策他環境整備の要望継続（浜竹4-4地区）

（浜竹四丁目自治会）

・浜竹4-4地区に於いては広範囲の雨水を側溝にて南西の角に集めて雨水管へ排水する方式であり、大雨時は道路の冠水、床下浸水等の被害が度々発生して居る。その都度連絡・相談するも本管の整備完了後対応するとの事で40数年間過ぎ現在に至る。昨年、表記題名にて提出。その回答が、「浜竹雨水幹線は2016年度に完了した。根本的解消には雨水枝線の整備が必要であり膨大な費用と時間を要する為、今後は暫定雨水管設置等様々な冠水軽減対策を検討する。」との事。

・昨年7月よりの道路冠水は約13回発生。直近の冠水は6月2日に発生。その時、雨量は13.5mm/h（10分間毎雨量は5mm、7mm）となっていた。短期的雨量で発生しておることから、当エリア及び下流部雨水管の排水能力不足かと思われる。

・暫定冠水対策の早期実施を要望し期待する。が、

・雨量と冠水状況により、又、雨水排水設備計画書の雨水管と既設雨水管の排水能力が大きく異なる事から枝線の整備も必要不可欠と考えられる。

【要望】

・雨水枝線の整備は市の雨水対策に基づく雨水排水設備計画書によるものであり、計画は推進頂けるものと思う。段階的、計画的に雨水枝線の整備も進めて頂きたい。工程表を提示願いたい。

・暫定冠水対策が最終雨水排水設備計画に合致出来、又側溝の無い排水方式に対応可能な対策を願う。

【回答】

令和4年度に回答させていただいたとおり、浜竹4-4地区における道路冠水の根本的な解消のためには、市道1450号線（松浪コミュニティセンター前の東西路線）から当該地区までおよそ460mの雨水枝線の整備が必要となり、整備には膨大な時間と費用を要することが想定されます。このため、比較的早期に効果が発現する、暫定雨水管の整備により対策を実施し、令和5年度にはさらに西側道路内に暫定雨水管の整備を実施してまいります。

引き続き暫定雨水管の整備効果を確認するとともに、道路冠水の解消に向けた効果的、効率的な対策方法の検討に着手してまいります。市内全域には大雨時に浸水が発生している地域が多数分散しているため、市内における優先度を考慮しながら、当該地の道路冠水の解消に向けた整備に取り組んでまいります。

なお、ご要望のありました雨水枝線の整備に関する工程表につきましては、整備時期が未定となっているため、現在のところ提示することができません。

また、側溝をなくす雨水整備については、今後雨水施設の計画・設計を行う際に検討してまいります。

【下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当 内線1381】

【下水道河川管理課 河川水路担当 内線1371】

【建設部道路管理課 補修担当 内線1323】

1-⑤

## 道路浸水解消に向けて下水道整備の促進（浜竹四丁目自治会）

A宅前の市道は周辺の道路と比べ低く、またU字溝の排水が集中する場所にあるため、大雨が降るたびに雨水はわずかな時間で押し寄せてくる。

最初はU字溝を伝わって流れているが、排水容量が限界に達するとU字溝から排水があふれだし、この水が広範囲に及んで水たまりができる。

30年前から市に対して対策を訴えてきたものの、何らの改善策や説明もなされず諦めていたが、最近、自治会長や下水道に詳しい方の熱心な働き掛けで、やっと市の重い腰が動き始め、応急的な対策工事や傾斜がなく排水が滞って流れない箇所にあるU字溝に水抜け用の穴あけ工事が行われた。

下水道の整備には、緊急度・優先度の高い地区から膨大な予算と計画的な幹線整備計画に基づく段取りが必要であるため、浸水地区の解消には相当な年月がかかることはやむを得ない。しかし、自治会として取り組んでいただいたからには、地域からの声を大事にさせていただき、引き続き支援をお願いするとともに、できる限り早期の浸水解決を図られるよう強く望みたい。

浸水が起きる原因は下水道の整備の遅れにもよるが、砂利道が舗装されたことや最近では新築家屋の地面をコンクリで覆うところが目立つ。雨水が地面に浸透しないため、以前と比べると押し寄せる水量は格段に増えていると思う。雑草対策やメンテが楽なためコンクリが増えていくことに対して、下水道整備への負荷がかからないのかどうか気にかかる。

また当該地区の下水道整備に当たっては、住宅地一帯に埋設されているU字溝は時代遅れで下水道完備がされている地区には見られないものになっている。U字溝は設置から60年近く経過し、すでに傷んで老朽化している。これがあることによって車の通行にも障害となるし、環境面でもさわめて不衛生である。将来的には全面撤去をお願いしたい。

## 【回答】

（浸水対策については、1-④をご参照ください。）

本市においては都市化が進み、自然的土地利用の減少により雨水の浸透や貯留機能が失われている現状があることや、最近の激甚化する大雨によりこれまでは浸透あるいは貯留していた雨水が流出し、浸水する可能性が高くなっています。

このような状況の中、当該地も例外でなく、宅地化が進み定量的な把握は難しいものの宅地化前に比べて雨水の浸透量が減少し、下水道施設への負荷が増加していることが想定されます。

このようなことから、本市では公共下水道や河川の整備を進めるだけでなく、一定規模以上の開発行為を行う場合は、条例に基づき貯留浸透施設の設置の義務付けや、宅内の雨水枡を浸透構造とするように指導を行うなど、雨水の流出抑制を推進し、浸水被害の防止又は軽減を図っています。

道路排水施設であるU字溝につきましては、老朽化や交差点部など車の通行がしづらい箇所が見受けられることから、引き続き側溝の部分的な補修や蓋掛け・暗渠化などの対策の実施に向けた調整をしております。また、U字溝に変わる道路排水の方法としましては、集水枡による方法がありますが、道路に降った雨を適切に集排水するため集水枡部分を若干低くする必要があり、路面に起伏が生じるケースもあることから、既存の側溝を活用した改修方法も含め、今後、下水道河川部の雨水対策の進捗にあわせ、道路環境の向上について検討をしております。

【下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当 内線1381】

【下水道河川管理課 河川水路担当 内線1371】

【建設部道路管理課 補修担当 内線1323】

1-⑥

## 道路整備について（出口町自治会）

道路整備を行っていただきたいです。

特に路地などは後まわしなのか、ボコボコ、ひび割れ、応急処置の箇所が多く見うけられます。

事故の原因にもなりかねないので、ぜひお願いいたします。

## 【回答】

道路整備（舗装の打替え）につきましては現地を確認後、損傷状態や交通量等を加味し予算の範囲にて優先順位をつけさせていただき実施しているところです。職員も道路パトロール等行っておりますが、茅ヶ崎市道全ての道路状態を把握するのは難しいため具体的な場所の情報提供をお願いいたします。

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑦

## 道路舗装について（転入当初、38年前より）（常盤町自治会）

常盤町の道路舗装は、かなりひどい箇所が多く見受けられます。交通量や予算など課題はあるでしょうが、市のチェックが不十分と考えます。改善のご検討をお願いしたい。

## 【回答】

道路舗装の修繕につきましては、現地を確認後、損傷状態や交通量等を加味し予算の範囲内にて優先順位をつけさせていただき実施しているところです。当該道路につきましては舗装の損傷が進行していることから、年度内の修繕工事に向けた調整をまいります。

また、舗装状況の確認につきましては、道路の効率的・効果的な維持管理を計画的に進めるために策定した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」に基づき行っています。当該道路は、計画書の23ページにおいてグループ3の生活道路に位置付けられています。グループ3、生活道路の管理目標・水準につきましては、30ページにおいて、1点目として、「点検※を行わない路線であるため、管理目標・水準の設定は行いません」、2点目として、「従来と同様に道路パトロールや利用者からの通報により状態を確認して補修等の対応を行います」としています。このため、職員による道路パトロールや利用者からの通報により状態を確認して補修等の対応を行うこととなっており、市民集会での要望は、安全・安心な道路の維持管理を行っていくうえで大変貴重な情報となりますので、引き続きご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画」は平成27年3月に策定されており、令和7年3月には10年が経過することから、今後計画の検証を行い、生活道路を含め必要に応じて管理目標や水準についても議論してまいります。なお本計画は、茅ヶ崎市ホームページや市政情報コーナーなどで閲覧いただけます。

※専門技術者や点検機材を用いて、詳細に舗装状況を調べる定期点検のことです。

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑧

## 生活道路の維持管理（浜竹四丁目自治会）

浜4丁目4番にある有限会社「柿光商店」前の道は、藤沢市の桜花園通りへつながり、4丁目住民は車での通行やタクシーの利用、さらに自転車等で海岸方向にあるスーパーマーケットへの買い物のため、日常利用している生活道路である。

このなだらかな坂道は、至る所で路面に小さい窪みから大きな窪みまでいくつも穴が空いている。知り合いのドライバーからは「最悪の道ですね」と言われるし、わたしも雨の日は穴を避けながら歩かざるを得ないし、車が来るとどこに避けたらいいのかためらう時がある。以前、自治会の役員へ補修のことを聞いてみると、「ここは市道ではないので市は対応できない」と言われことがある。

しかし、この道はお年寄りから子供まで安全に通行できる道ではないように思う。

自分も高齢者だし、自転車に乗る際は安全のため十分な注意が必要となる。通るたびに道路の凸凹が原因で不測の事故にあわないかと心配するし、万が一事故にあった場合、どうすればいいのかと考えさせられる。

多くの住民や住民以外の皆さんも利用するところだし、安全に通行できるよう最小限の補修対策などを講ずる手だてはできないのだろうか。

この7月には兵金山会館前の道路や浜須賀方面への道路がきれいに舗装され、快適で通行しやすくなっている。

市道とそうでないこの道との整備のアンバランスが非常に気になって仕方がない。

## 【回答】

私道の維持管理につきましては、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地であることから、市では行っておりません。そのため、私道所有者等の皆様に維持管理をしていただいておりますので、引き続き、私道の所有者等で路面の補修等を行っていただくようお願いいたします。

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑨

## 私道の補修の問題（ひばりが丘自治会）

茅ヶ崎市では私道の補修は原則として市では関知しない事となっています。しかし、私道も様々で400m～500mと長く公道に繋がる道が50戸近い住宅のある道など公道以上に使用される道があります。これらの道は車の交通量も多く道路の破損も多くなります。

これらの補修を地権者や使用者に補修を委ねるなら交通量を減らす為に「通行禁止」等の処置も出来ます。

完全には舗装を要求している訳ではありません。簡易なアスファルトによる部分補修又は補修用アスファルトの支給など

お願い出来るよう希望します。

公道と私道の違いも分からずに土地を購入、新築してしまった善良な住民の負担を少しでも軽くして下さい。

宜しくお願い致します。

## 【回答】

市内には宅地開発の際などに整備された私道も多数あり、経年劣化等による舗装の損傷が発生しているケースも見受けられますが、私道の維持管理につきましては、緊急車両等を含め、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地であることから、市では行っておりません。そのため、私道所有者等の皆様に維持管理をしていただいております。また、補修用のアスファルト合材は市内のホームセンター等で販売をしていることから、自治会の方や私道の所有者等で路面の補修等を行っていただくようお願いいたします。

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑩

## 交通量の多い凸凹道の舗装助成を重点改善すべき

(浜竹四丁目自治会)

◎毎年繰り返し要望している。「私道整備に関する要綱」を部長決裁して臭いものにふたをすることで事足りる問題

◎未舗装の理由は、私道だから。

◎担当者の卓上に積み上げられている高さを冷笑して開き直す態度は最低だ。許せない。

最も重要なことは、緊急車両(消防車、救急車や警察車両)などが通り、保育園に通う児童が凸凹道にハンドルを取られ、通行人たる市民が怪我をすることを放置する行政の怠慢となる。

## 【回答】

私道の整備や補修につきましては、「私道整備に関する要綱」がございます。要綱では最初の1回に限り市でアスファルト舗装をすることが可能となっておりますが、現在は受付したものの舗装整備が実施されていなく、順番をお待ちいただいている箇所が多くあるため、受付を中止している状況です。また、要綱では私道が砂利道の場合には砂利の追加作業を行っておりますが、他の維持管理につきましては、緊急車両等を含め、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地であることから、市で管理は行っておりません。そのため、私道所有者等の皆様に維持管理をしていただいておりますので、引き続き、所有者等の皆様での維持管理をお願いいたします。

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑪

## 私道における道路舗装（浜竹三丁目自治会）

近年私道沿いに宅地開発が進み、世帯数も増えていきます。それに伴い、交通量も増加し、道路の痛み、特に陥没が目立つようになっております。

学童も増えると同時に高齢者も多くなり、自転車の走行リスク、転倒の危険性も高くなっています。

このような状況下、お願いしたいのは私道の公道化、又現実の対応策として、修理材料の提供です。

私道沿いに40世帯以上の住宅も珍しくありません。早急の対応をお願いいたします。

ゴミ集積所問題とともに、喫緊の課題です。宜しくお願い致します。

## 【回答】

私道を公道化（以下、「公道移管」という。）にあたり、申請を行う前に私道の土地所有者や私道に隣接する土地所有者と公道移管の協議を市と始めることの合意を得ることが必要となります。

合意後、申請が可能となりますが、整備工事、測量及び登記に関する資料などの公道移管に関する手続きや費用は申請者の負担となります。

また、公道移管の条件は原則として、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 私道が公道に接していること
- (2) 公道に接していないお宅が3軒以上あること
- (3) 道路幅員が4.00m以上あること
- (4) すみ切りが基準を満たしていること。（目安として片側で4.50m、両側で3.00m）
- (5) 私道幅員が6.00m未満で延長が35m以上の場合、35m毎に車の転回広場が設けられていること
- (6) きれいに路面が舗装されていること
- (7) 上下水道ほか、ライフラインが完備されていること

なお、申請にあたっては、公道移管整備条件確認願の御提出をお願いします。御提出後、関係各課（道路管理課、道路建設課、下水道河川管理課、下水道河川建設課、建築指導課、開発審査課、資産経営課など）の意見を取りまとめ、公道移管に伴う整備条件等について御回答いたします。

私道の維持管理につきましては、緊急車両等を含め、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地であることから、市では行っておりません。そのため、私道所有者等の皆様で維持管理をしていただいております。また、補修用のアスファルト合材は市内のホームセンター等で販売をしていることから、自治会の方や私道の所有者等で路面の補修等を行っていただくようお願いいたします。

【建設部建設総務課 総務担当 内線1312】

【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】

1-⑫

汐見台地下道の側壁をきれいにしてほしい（松浪二丁目自治会）

汐見台小学校横の汐見台地下道は、以前きれいに塗装され絵が描かれていたが、ここ数年の間に落書きがされ、見苦しい状態となっている。更に腰壁も一部ボードが破損されている。

更に風が強い日には地下道に砂が溜り歩きにくいときもある。

多くの人を通る通路であり、壁の塗り替え、腰壁の修理をお願いしたい。砂の除去も定期的実施してほしい。

地下道の管理は神奈川県と聞いているが、茅ヶ崎市から県に修理をお願いしてほしい。

**【回答】**

汐見台地下道につきましては、内面管理は茅ヶ崎市で行うこととなっておりますので、今後塗装された絵を含め壁の塗り替えや擁壁（タイル）の修理を検討してまいります。また砂の除去につきましては現地の状況を確認し適宜対応してまいります。

**【建設部道路管理課 管理担当 内線1323】**

1-⑬

## 茅ヶ崎市都市マスタープラン～「南東部地域」の都市づくりの方向について（浜竹四丁目自治会）

令和元年（2019年）6月改定版から第4章地域別構想2-2南東部地域についてお尋ねします。

自然環境保全・緑地整備や都市景観形成並びに住環境整備の中から以下の各項目について、具体的な取り組みと進捗の報告をお願いします。

○空き家・空き地等への施策推進

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続。

・道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。

・狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。

・公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスターの状況や空き地の分布状況を踏まえながら

適切な配置を検討します。

【都市防災】～○雨に強い都市基盤の整備 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠の整備を進めます。

○地域と取り組む防災対策 避難行動要支援制度の内、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。

## 【回答】

本市では、空き家対策を計画的に進めるため「茅ヶ崎市空家等対策計画」を令和5年4月に改定し、「発生予防」や「適正管理」、「利活用」を空き家対策の基本的な方針として定め、各施策の取組を進めております。

発生予防に関する取り組みとしましては、現在住んでいる家の今後を考えるきっかけを作るために「住まいの終活ガイドブック」を作成し配布するなど発生予防に関する周知、啓発活動を継続的に行うとともに、住まいの今後を考える相談会や講座の開催を検討しております。

適正管理では空き家等が周辺の住環境に悪影響をもたらさないように「広報ちがさき」による「今から始める空き家対策」の連載や、空き家所有者や管理者に対して「住まいの相談窓口」を設置し、専門団体等との連携による空き家のご相談を承っております。また、民間企業である「(株)クラッソーネ」と連携し、空き家の解体費用と土地売却査定価格の概算額を無料で把握できるソフト「住まいの終活ナビ」の提供を令和5年1月から開始しております。

空き家の利活用の一環としましては、空き家所有者と空き家を利用したい人を繋ぐ「空き家活用等マッチング制度」を実施しております。また、譲渡等の空き家の処分が円滑に進むように「空き家バンク」の導入を検討しております。そのほかにも、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対する耐震診断や除却工事への補助制度が令和5年4月から空き家も対象となるように拡充されております。

本市は「平成30年住宅・土地統計調査」によりますと、空き家率は8.5%となっており、神奈川県全体での空き家率は10.8%で、県内でも低い状況であること、また、令和元年度に実施した空き家の実態調査の結果では地区毎での空き家数に大きな差がないことから市内全体を対象に空き家対策を進めております。

持ち家率が高く高齢化も進む中で、今後も一定数の空き家の発生が予想されるため、空き家を取り巻く状況や不動産流通等のニーズの変化などの動向に注視しながら、総合的な空き家対策を推進してまいります。（都市部都市政策課 住宅政策担当）

南東部地域においては、かつて雨水幹線が未整備な状況もあり、浜竹交番付近等において度々浸水が発生していましたが、平成28年度に浜竹通りにおいて浜竹雨水幹線の整備が完了した以降、浸水箇所の改善が見られており、引き続き、浸水発生箇所の雨水枝線の整備に着手している状況となっております。

南東部地域における雨に強い都市基盤の整備としましては、1-④の回答のとおり、浜竹四丁目の道路冠水対策として暫定雨水管の整備を行うとともに、富士見町地内において市道1430号線(菱和通り)や松浪中学校西側エリアの浸水対策として、雨水枝線の整備を実施しているところです。また、浜竹三丁目地内において、かねてより課題のある水路の改修を兼ねた浸水対策として、雨水枝線整備のための設計計画を実施し、令和6年度より整備に着手予定としております。

さらに宅地内雨水の流出抑制対策として、1-⑤の回答のとおり、一定規模以上の開発行為を行う場合は条例に基づき貯留浸透施設の設置の義務付けや、宅内の雨水枡を浸透構造とするように指導を行うなど、雨水の流出抑制を推進し、浸水被害の防止又は軽減を図っています。(下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当)(下水道河川管理課 河川水路担当)

本市の道路整備事業においては、平成23年3月に策定した「茅ヶ崎市道路整備プログラム」(以下プログラム)に基づき、優先順位を定めて整備を進めております。

本地域内の整備路線は、都市計画道路である東海岸寒川線や小和田中赤線などがあり、東海岸寒川線の幸町交差点から鉄砲通り交差点までの延長L=770m区間を優先順位の高い第1期整備区間としてプログラムに位置付けております。

道路整備事業は、事業開始から完了まで長い年月が掛ることや多額の金額が必要となり、現在は、費用対効果が大い区間として幸町交差点より南側55m区間を区域決定し事業に着手しております。

また、限られた財源の中で事業を実施していく上では、土地利用転換があった際に、地権者と交渉し歩道空間を確保するなど、少しでも事業進捗に向けた取組みを実施していきたいと考えております。(建設部道路建設課 建設担当)

狭あい道路については、「茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱」に基づき、新築時などの機会をとらえ事業を進めております。令和4年度は市内の市街化区域で51.15%の整備率となっております。(建設部道路管理課 管理担当)

本計画において設定した公園整備については、改定の直前である令和元年4月に青少年広場であった土地を出口町公園として供用を開始しました。さらに、地域の皆様のご協力をいただき、令和3年3月末には浜竹公園を整備し、同様に供用を開始しております。

市南東部を含め市内で公園が不足している地域については、引き続き周辺地域の状況を考慮しながら、適した用地がある場合には公園の整備について検討してまいります。新たに用地を取得し、公園を整備することは費用面からも相当の期間を要するため、地域の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。(建設部公園緑地課 公園緑地担当)

避難行動要支援者支援制度に係る取組を推進するにあたっては、各地域によって災害リスクはもとより、住居や世帯構成の特性等の状況が異なるため、各地域の取組の進捗を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めることが重要と考えております。令和5年度につきましては、各地域の現状を把握するための意見交換や課題の共有を実施していく予定です。

今後につきましても、本制度の実効性を高めるために、要支援者本人及びそのご家族の自助力向上や、「地域」、「福祉事業者」、「市」、それぞれの特性を活かした連携・協力による避難支援を実現

させるための取組を着実に進めてまいります。(くらし安心部防災対策課防災担当)(福祉部障がい福祉課・高齢福祉課)

【都市部都市政策課 住宅政策担当 内線 2 3 3 4】

【下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当 内線 1 3 8 1】

【下水道河川管理課 河川水路担当 内線 1 3 7 1】

【建設部道路建設課 建設担当 内線 1 3 3 1】

【建設部道路管理課 管理担当 内線 1 3 2 1】

【建設部公園緑地課 公園緑地担当 内線 1 3 5 2】

【くらし安心部防災対策課 防災担当／福祉部障がい福祉課・高齢福祉課 内線 1 4 6 3】

## テーマ：防災対策

## 2-① 防災無線について（転入当初、38年前より）（常盤町自治会）

我が家では少なくとも屋内に居る限り、茅ヶ崎市の防災無線放送があっても、ほとんど内容を聞き取れません。一方、隣の藤沢市のはよく聞こえます。

スピーカ配置や地形的な理由などがあるかも知れませんが、改善のご検討をお願いしたい。（近年、防災無線では不十分との考えで、他の方法へのシフトの流れもあるようで、実家のある自治体では防災ラジオが導入されています。）

## 【回答】

防災行政用無線は、市内全域をカバーできるよう119か所に屋外拡声子局を設けておりますが、聞き取りにくい地域があることは承知しております。また、子局の立地に限らず、住宅の気密化や風雨の影響により聞き取りにくい状況が生じることも課題として認識しております。一方、新たに子局を設置するには、土地の確保や他の子局との音声の重なりなど様々な課題があり、子局の増設は非常に困難であると考えております。

そうした状況を踏まえ、市では防災行政用無線の放送内容を他の媒体でも受け取ることができるよう取組を進めております。ご指摘いただきました防災ラジオについても、ご希望いただいた方向けに有償配布を行っており、すでに10,000台を超えるラジオを配布しております。ご希望いただいた方が多く抽選となる年もあったことから、例年は100台から200台の配布としていたものを今年度は600台に増やし、9月を目途に配布ができるよう準備を進めているところです。

また、防災ラジオ以外でもテレビ神奈川（tvk）のデータ放送やメール配信、ホームページ防災情報サイトでの掲載、電話での自動応答サービス（82-5555）を通じて情報を受け取ることができますので、ご利用しやすい媒体を通じて情報を確認いただきますようお願いいたします。

【くらし安心部防災対策課 危機管理担当 内線1464】

2-②

## 停電時の防災無線について（美住町自治会）

停電の時も防災無線等で地域に知らせて欲しい。特に、どのくらいで復旧するか。  
以前に、市役所にメールでお願いしたら、「命にかかわらない」という回答だったが、停電のために命が危険になることはあるのでお願いします。

## 【回答】

地震や台風などの災害に伴い発生する停電などの情報は、防災情報とともに防災行政用無線その他の媒体で一斉に市全域へ放送しております。

一方、平常時における停電などの電気トラブルは、送電設備や電力施設等の故障等が原因で発生することが多いため、電気事業者である東京電力パワーグリッド株式会社が、ホームページや電話問い合わせ窓口にて情報提供を行っております。市も同社から停電情報を収集し、その情報をX（旧称 Twitter）でのお知らせや消防車両による巡回広報などにより市民の皆様へ周知を行っているほか、停電によりエアコン等が使用できず、熱中症の危険性が増すと判断された場合は、市公式LINEでも停電の発生に伴う熱中症警戒等のお知らせを試験的に行っております。なお、平常時における停電情報を防災行政用無線で放送することについては、大規模な停電や市民生活に混乱が生じるおそれがある場合に、東京電力パワーグリッド株式会社からの要請または協議の上、放送することとしております。

今後も、平常時における停電等の情報発信については、他の媒体での周知も含め、継続して検討してまいります。特に、次の東京電力パワーグリッド株式会社のホームページによる停電情報や電話による問い合わせ先を活用することで、いち早く市民の皆様が情報を取得できると考えております。ぜひ地域の皆様にも共有いただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

東京電力パワーグリッド株式会社ホームページ停電情報 <https://teideninfo.tepco.co.jp/>  
電話によるお問い合わせ窓口 0120-995-007

【くらし安心部防災対策課 危機管理担当 内線1464】

## 2-③

## 発災時に使用する情報伝達の仕組みについて（美住町自治会）

発災時に使用する、地区災害拠点に設置済みのMCA無線の受発信体制について説明ください。

災害時の、「市と市民」結ぶ情報伝達には、地域災害拠点のMCA無線は、特に「発信」については、重要なツールとなっています。

○以前に、「受発信は湘南平にある無線塔を経由し、接受している」とお聞きした覚えがありますが、現在でも同様ですか。以前、情報伝達訓練時、電波が弱く、アンテナを外に立てないと受発信に支障をきたしました。現在はいかがですか。

○また、災害時での電源確保はできておりますか。

○市側の受信体制について、説明ください。以前、市職員の庁内訓練時（7年前?に見学）に、市側の受信を4台のパソコンで受けておられましたが（拠点数から見れば、少な過ぎ）現在の体制はいかがでしょう。

○防災無線放送は、風雨の強い場合、全く、用にたちません。防災ラジオは、大変有効な情報伝達の手段です。防災ラジオの普及状況は、いかがですか。また、今後の提供台数の計画を教えてください。

○FM開局の情報がありますが、市民への展開はいかがでしょう。

## 【回答】

（MCA無線について）

災害時における拠点と市の情報受伝達については、災害の影響を考慮し、電話やメール、インターネット環境による情報連絡など、様々な方法を検討しておりますが、特に発災直後においては、MCA無線による情報受伝達が重要になるものと想定しております。

MCA無線につきましては、すべての公立小中学校や公民館、コミュニティセンター等の公共施設、県立高校や災害協定を締結する民間企業や福祉施設、防災関係機関などに設置しています。

MCA無線は、800MHz帯の電波とLTE回線を用いたIP通信網との二重化により、災害時にもつながりやすく輻輳しにくい安定した通信が可能となっています。

MCA無線の中継局は新耐震基準に基づき設計・建設されており、万が一の停電にも備え、非常用発電装置を備えています。また、秦野中継局（秦野市）、湘南中継局（小田原市）、葉山中継局（葉山町）などにより、市域全域をカバーしておりますが、屋内での利用時においては、場所によっては電波がつながりにくい場合もありますが、IP通信網無線による二重化の通信環境により、以前より通信環境の向上が図られています。

また、各無線機については、それぞれ充電式のバッテリーを備えているほか、専用コードを用いて、車両のシガーソケットから電気の給電を受けることも可能となっています。

MCA無線の受信体制については、庁内各部局がそれぞれ関係する機関や事業所等と通信を行うこととしております。各学校との通信については、教育委員会が担当を務め、常時設置している2台の無線機のほか、災害時対応無線機を使用することとしており、災害の状況や通信環境等を考慮して割り当てることとしています。

（FM開局について）

コミュニティFM放送局は、10月1日の開局を予定しており、放送局と連携した観光情報やイベント情報等の発信のほか防災に関する情報発信について、事業者と協力し調整を進めていくこととしています。

災害時の情報発信については、すでに市と事業者による連携協定を締結し、具体的な連携・協力体制については、現在、事業者と調整しております。

(防災行政用無線について)

2-①と同回答

【くらし安心部防災対策課 防災担当 内線1461】

2-④

## 在宅避難の支援体制について（美住町自治会）

現在の指定避難所数では、大規模な避難者収容は明らかに困難です。避難所の増設も拡大していることと思いますが、一方、在宅避難は必須な避難行動となっております。在宅避難者に対し、いかなる支援体制が組まれているのか、教えてください。

その際に、市と地域の連携の有り様をいかに仕組みづくりされているか、教えてください。

## 【回答】

市では市内で震度5弱以上の地震が発生した場合などの大規模な災害が発生した際に、公立小・中学校32校を災害対策地区防災拠点として開設します。災害対策地区防災拠点は、避難された方が一時的に生活を送る避難所としての機能のほか、水、食料、救援物資等の提供、被災状況や生活情報の提供等を行う機能も有しています。

そのため、在宅で避難されている方についても、公立小・中学校で必要な物資や情報を得ていただくことが可能です。ただし、ご自身で学校へ行くことが困難な場合については、当事者の方の近隣に住む方々で助け合い、物資の受領や、情報の伝達等にご協力をお願いいたします。

こうした在宅避難者に対する支援を実現するためには、在宅避難者の支援ニーズの把握が必要となりますが、この支援体制を構築するべく、市では平成28年度より地域へ情報受伝達の重要性をお伝えし、各地区で安否確認や応急対策活動における支援ニーズについて、地区でとりまとめた情報を災害対策地区防災拠点に伝達するなどの訓練を行っていただくなどの取り組みを進めてまいりました。

災害発生直後から時間を経るごとに支援ニーズの内容は変わってまいりますが、このように地域において在宅避難者の支援ニーズを把握していただき、災害対策地区防災拠点を通じて市の災害対策本部に伝達することで、支援ニーズに対する支援が実現していくものと考えており、そのためには地域の協力が不可欠となります。

この他、在宅避難者を含む全般の被災者への対応として、発災後、保健師等が巡回し健康指導等を行うほか、臨時災害相談所を設置し、弁護士会等と連携しながら、各部局の職員が被災者の様々な相談に応じていくことを想定しております。

【くらし安心部防災対策課政策担当 内線1465】

## テーマ：市民安全

3-①

宅地開発について（クラスターを考慮した開発の規制について）

（美住町自治会）

松浪地区は神奈川県でも有数の火災に弱いいわゆる「クラスター」であると承知しています。

一方で近隣の土地の分譲が進む中で、元々1軒の家を複数の分譲住宅に開発するのが一般的であり、その際に隣接の建物とギリギリの間隔で建築が行われています。

おそらく現行の建ぺい率などの基準をクリアした上で建築許可が行われていると思いますが、「クラスター」の点でいえば益々状況は悪化し一旦火災があれば極めて危険な状況が更に悪化しています。

このような状況を踏まえて新規の建築許可に当たって隣接の建物との間隔や空地の確保など「クラスター」対策に向けた規制の強化を図ることはできないでしょうか。

## 【回答】

松浪地区は、現在その全域が準防火地域に指定されており、建築物の建築に際し一定の防火性能が義務付けられることで、着実に都市の不燃化が進んでおります。また、近年において第一種低層住居専用地域に敷地面積の最低限度（100㎡）が定められたことにより、松浪地区の大半において極端な宅地の細分化が抑止され、延焼拡大に対する防災性の向上が図られております。

さらに規制を強化する手段としては、地区住民による合意形成を前提とした地区計画や建築協定といった制度があります。地区計画制度については、既に美住町の一部地区において導入されており、建築物の外壁について敷地境界線からの後退距離が規定されるなど、クラスター対策にも効果のある秩序だったまちづくりが進められております。

各制度の詳細については、市民まなび講座での制度紹介をはじめ、担当課窓口でもご案内しておりますので、必要に応じてお問合せください。

【都市部都市計画課 計画担当 内線2301】

## テーマ：その他

## 4-①

## 旧小和田消防署跡地の活用について（松浪二丁目自治会）

旧小和田消防署跡地の活用については、10年前から市民集会の席で要望をお願いしています。

毎年、市から回答をいただいておりますが、今年度についても同様に、今後の実施状況について、説明をお願いいたします。

過去において、松浪中学校の建て替えについて総合的に考えていきたいと回答を得ていますが、中学校の建て替えについても、今後の進捗状況について説明をお願いいたします。

合わせて、小和田消防署の跡地裏庭の雑草等の清掃についても、定期的な管理をお願いいたします。

## 【回答】

旧消防署小和田出張所跡地の活用につきましては、平成30年4月改訂の「公共施設整備・再編計画（改訂版）」のなかで売却することを位置付けております。

また、令和4年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を抜本的に改訂し、今後の公共施設マネジメントの考え方を改め、市有財産の利活用についても「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」に基づき、積極的な活用を図ることとしております。

しかしながら、当該地の売却につきましては、自治会や地域の皆様から様々なご意見等をお伺いしていることから、今後につきましては、松浪中学校の再整備の検討状況を踏まえ、有効な利活用方法を検討してまいります。（資産経営課）

学校施設の再整備につきましては、平成29年12月に策定した「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」において、学校施設の将来にわたる建替えと長寿命化、大規模改修事業等の在り方を検討し、再整備の方向性を示しております。なお、松浪中学校をはじめ、学校施設の再整備の方法や時期等を示す「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」については、今年度内にパブリックコメントの実施及び公表を予定しております。（教育施設課）

なお、裏庭の雑草等の清掃につきましては、雑草の繁茂の状況等を踏まえ実施しております。今後も現地の状況を定期的に確認しながら管理を行ってまいります。（社会教育課）

【経営総務部資産経営課 資産経営担当 内線2551】

【教育総務部教育施設課 施設管理担当 内線3371】

【教育推進部社会教育課 文化財保護担当 内線3352】

4-②	回覧板めんどくさい問題（松浪二丁目自治会）
<p>回覧板がめんどくさすぎて、自治会を抜きたいです。しかし、そうしてしまうと、自治会運営が難しくなることも理解しています。</p> <p>ですので、会費だけを払う準会員を作ってほしいです。</p>	
4-③	ゴミステーションについて（常盤町自治会）
<p>キッチンとした所はよいのですが、路上にネットだけという所も多く、朝方は忙しいせい か、十分にネットがかけられていないとカラスに荒らされ、生ゴミが散乱しているのをよく見掛けます。他の自治体では折りたたみ式のワイヤフレームにネットを張ったゴミステーションが導入されています。これも改善のご検討をお願いしたい。</p>	
4-④	避難行動要支援者の取り組みについて（美住町自治会）
<p>7月の日曜日、美住町にお住まいのF様邸に環境指導員さんと訪問しました。</p> <p>訪問の目的は、近隣に新築工事が完成間近になっている為、新しく入居される方のゴミ集積場所の了解を得る目的で訪問しました。F様初め近隣の方々はこちらよく承諾して頂きました。</p> <p>その時のF様のお話しが非常に勉強になりましたので紹介させていただきます。</p> <p>F様は88歳の女性、一人暮らし（戸建）です。実は避難行動要支援者に（要介護1）手を挙げている方です、美住町には現在103名の方が避難行動要支援者の名簿に登録されています。F様がお隣のKさんが親切にしていただけなので、心強く、有難く感謝しています。との話しでした。息子さんをなくされてF様が一人暮らしになられた時から「元気にしているよ」の合図を毎日玄関に3センチ角の木の札を表示しているとの話しでした。</p> <p>これって立派なお年寄りに対する見守りですね。まして日頃から出来ている立派でなかなか出来ることではありません。感心と何とかしなければの思いでF様邸を後にしました。</p> <p>避難行動要支援者の方々には介護度の比較的軽い方、一方では重い介護度の方もいらっしゃいます。今回の「見守り」が全ての要支援者さんに当てはまるとは思いません。しかし、現在何も出来ていない状況です。</p> <p>安心、安全に日々を暮らしていくために、何ができるのか？何をしなければいけないのか？</p> <p>F様のお話しを聞いて、5件、10件と増やしていくには？</p> <p>民生児童委員さんとの連携、自治会及び各団体が主催する行事に一人でも多くの会員さんの参加を促して、会員同士の横の繋がりを計っていく必要性。色々あると思います。良いアイデアがありましたら教えて頂きたいです。</p>	

（地域で対応）

各自治会、自治会長部会等で検討していきます。